

令和2年度飯豊町新・生活様式対応リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新・生活様式に対応した住まいづくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下が懸念される経済の活性化を図るため、住宅の新・生活様式に対応したリフォーム等工事を行う者に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 飯豊町内に存する建築物で、自らが所有し、かつ、自らが居住するものをいう。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - ア 売買（平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもの及び平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けたものに限る。）
 - イ 贈与（平成31年4月1日以降に契約が成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
 - ウ 相続（平成29年4月1日以降に相続したものに限る。）
 - エ 賃貸借（平成31年4月1日以降に契約が成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 住宅等 住宅、空き家をいう。
- (4) 県内事業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (5) リフォーム等工事 別表第1から別表第3までに掲げる工事をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 住宅等のリフォーム等工事を行う者。
- (2) 本町に住所を有し、補助対象となる住宅に居住する者。ただし、空き家のリフォームを行う場合にあつては、第9条に規定する実績報告書の提出日までに当該空き家に居住する者。
- (3) 当該年度内にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない者。
- (4) 対象となるリフォーム等工事について、町が行う他の制度による補助金等の交付を受けていない者。ただし、飯豊町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱（平成23年告示第26号）による補助金の交付を受けた者を除く。
- (5) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税（国民健康保険税を含む。）、介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで町に納付義務が発生している全ての公的な納付金を完納している者。

(補助対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォーム等工事のうち別表第1から別表第3までのいずれかの工事であること。
- (2) リフォーム等工事にあたり、県内事業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) 令和2年9月1日以降に着手され、令和3年2月末日までに実績報告書を提出でき

る工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じた額で算定した額と20万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 情報確認承諾書(別記様式第1号)
- (2) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (3) 補助対象工事の契約書の写し又は見積書の写し
- (4) 工事箇所の写真(申請前着手の場合は補助対象工事を実施する前の工事箇所の写真)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象工事を施工するにあたり、工事代金が少額であるなどの理由により工事請負契約書の取り交わしを省略したときは、前項第3号の規定によらず、工事請負契約書の写しの提出を省略することができる。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びそれに付した条件を様式第2号により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(工事内容の変更等)

第8条 前条の規定による補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後に対象事業を変更し、又は廃止しようとするときは、変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更又は廃止を認めるときは、変更(廃止)承認書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、工事完了後30日を経過する日又は令和3年2月末日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 完成写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 口座振替依頼書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、補助対象者から実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金返還)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

別表第1（第4条関係）

住宅内にウイルスを持ち込まない工事

工事内容
1-1 宅配ボックスを設置する工事
1-2 モニター付きインターホンを設置する工事
1-3 開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアを設置又は既設の玄関ドアをタッチレス玄関ドアに改修する工事
1-4 玄関脇手洗い器を設置する工事
1-5 タッチレス水栓器具を設置する工事

別表第2

住宅内の感染拡大を防止する工事

工事内容
2-1 玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや玄関に網戸を設置する工事
2-2 居室を換気するための換気設備を設置する工事
2-3 感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム(室内に洗面台とトイレを設置する)工事
2-4 感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事
2-5 抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事(内装材、手すり等)
2-6 住宅内に手洗い器を追加設置する工事
2-7 居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事
2-8 洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事

別表第3

テレワーク又はリモート授業に対応する工事

工事内容
3-1 テレワーク等を行うための防音に配慮した工事
3-2 居室等の一角でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事